

広島市景観計画に基づく屋外広告物許可基準の改正等について

平成26年7月に策定した「広島市景観計画」の第7章「屋外広告物に関する基本方針」に基づき、広島市屋外広告物条例施行規則（以下「規則」という。）に定める屋外広告物許可基準の改正及び広島市屋外広告物条例（以下「条例」という。）に定める景観形成広告整備地区の指定等を行うものです。（平成27年7月から運用開始）

屋外広告物許可基準の改正と景観形成広告整備地区の指定等の概要は以下のとおりです。地区ごとの許可基準等は、別添の「屋外広告物の掲出に関する基準」をご覧ください。

1 屋外広告物許可基準の改正

(1) 改正の概要

広島市景観計画に定める景観計画重点地区（13地区）及び一般区域（景観計画重点地区以外の市域）内に掲出する屋外広告物について、現行の許可基準（広告物の種別ごとの面積や大きさ等の基準）に加え、周辺の街並みとの調和や景観への配慮の観点等から新たに以下の規制項目（許可基準）を設けます。

※ 景観計画重点地区… 広島市景観計画の景観計画区域（市全域）のうち、景観上重要かつ象徴的、代表的な地区として定めた地区（原爆ドーム及び平和記念公園周辺地区、平和大通り沿道地区、縮景園周辺地区、不動院周辺地区、広島東照宮・國前寺周辺地区、広島城・中央公園地区、リバーフロント・シーフロント地区、西風新都地区、広島駅新幹線口地区、広島駅南口地区、広島市民球場周辺地区、都心幹線道路沿道地区、宇品みなと地区）

● **壁面利用広告物の総量規制**（対象地区：市全域（景観計画重点地区、一般区域））
建築物等の一壁面に掲出できる広告物の総量（表示面積の合計）について、壁面の面積に対して掲出できる割合（上限値）を地区ごとに設け、広告物の過度な表示を抑制します。

● **広告物の地色の色彩の規制**（対象地区：市域の一部（景観計画重点地区））
広告物の地色の色彩について、マンセル値による彩度の基準を地区ごとに設け、けばけばしい広告物を抑制します。（小規模な広告物等を除く。）

● **広告物の設置高さの制限、屋上広告物の設置の制限**（対象地区：市域の一部（景観計画重点地区））
広告物（屋上広告物を含む。）を掲出できる高さの制限を地区ごとに設け、高層部への広告物の表示を制限し、遠景やスカイラインに配慮した広告物を誘導します。
ビル名称等を壁面に表示するもので一定の要件（緩和基準）を満たす広告物については、案内・誘導のために必要なものとして、例外的に高さの制限を超えた位置に掲出することができます。

● **自家用広告物への限定（第三者広告の禁止）**（対象地区：市域の一部（景観計画重点地区の一部））
原爆ドーム及び平和記念公園周辺地区、平和大通り沿道地区など景観上特に重要な地区に掲出できる広告物については、必要最小限のものとして、自己の名称、店名、商標、ビル名称等を表示する自家用広告物や管理用広告物に限定します。（小規模な広告物等を除く。）

(2) 経過措置

(1)の許可基準の改正について、規則の改正規定の施行の際に現に適法に掲出されている広告物については、これらが存する期間に限り、改正基準は適用されないこととなります。（条例第11条第2項）
これら既存不適格の広告物について、除却して新たに掲出するための許可を受ける場合などは改正後の許可基準に適合したものとする必要があります。

2 景観形成広告整備地区の指定等

(1) 景観形成広告整備地区の指定

ア 景観計画重点地区のうち、これまで美観形成要綱による景観協議を実施している地区で、引き続き対話型の協議により良好な景観形成を図っていく必要がある地区を条例第12条第1項の「景観形成広告整備地区」に指定します。

イ 景観形成広告整備地区において広告物を掲出する場合は、条例第12条第6項の規定により、許可の不要な広告物（一定規模以下の自家用広告物や公共的な広告物等）についても一部の広告物（表示面積が2㎡以下の広告物、軽微な変更又は改造に係る広告物、車両、船舶等に表示する広告物その他の市長が定める広告物）を除き、届出を行う必要があります。

ウ これらの地区については、要綱による景観協議も継続して実施します。

※ 景観形成広告整備地区（広島市屋外広告物条例第12条）… 景観計画区域のうち、良好な景観を形成するために必要がある区域を市長が指定し、広告物景観形成指針に基づく誘導を行う地区

● 景観形成広告整備地区

原爆ドーム及び平和記念公園周辺地区、平和大通り沿道地区、縮景園周辺地区、リバーフロント・シーフロント地区のエリアの4地区

(2) 広告物景観形成指針の策定

ア 景観形成広告整備地区を指定するときは、条例第12条第2項の規定により「広告物景観形成指針」（良好な広告物の掲出を促進するための指針）を定めることとされています。

イ 景観形成広告整備地区において広告物を掲出する場合、条例第12条第5項の規定により屋外広告物許可基準によるほか、この広告物景観形成指針に適合するよう努める必要があります。（努力義務）

● 広告物景観形成指針（主なもの）

- ・ 周辺の街並みや建築物との調和を図る。
- ・ 表示内容・掲出数は必要最小限のものとする。
- ・ 形態、意匠、色彩、大きさ、位置、素材など、デザインを工夫する。
- ・ テナント看板等はできる限り集約化する。
- ・ 原則として平和記念公園、平和大通り、縮景園から見える場所には広告物を掲出しない。
- ・ 平和記念公園、平和大通り、河川、縮景園から見える場所には屋上広告物を設置しない。
- ・ 点滅又は輝度が変化する広告物は掲出しない。